

義務履行証明書

証明事項	主管課	証明年月日	係	係長	課長	備考
◆ 納入すべき 諸税等	納税課	平成 年 月 日				
◆ 保険税等	健康保険課					
◆ 土地売払 貸付料等	契約管財課					
◆ 港湾施設 使用料・土地 売払貸付料等	港湾課					
◆ 水道料金納付	水道部					

石垣市奨学金関係申請書の添付書類として必要ですので、上記関係課に完納されていることを証明願います。

また、上記証明事項について、納税課において、納入状況等を確認し、証明書を発行することに同意いたします。

※個人情報の保護のため、申請時に窓口に見えた方の「本人確認」をさせていただきます。

なお、代理の場合は、「委任状」が必要で、代理人にも「本人確認」をさせていただきます。

※税又は使用料等を2週間以内に納付された方は「領収書」の提示を、口座引き落としされた方は「引き落とし通帳」の提示をお願いします。

※義務履行証明書の有効期間は証明日より1ヶ月以内とし、その期間内ならコピーを可とします。

※義務履行証明は、12:00～13:00の間は扱っておりませんのでご注意ください。

平成 年 月 日

住 所
(フリガナ)

氏 名

印

石 垣 市 長 中 山 義 隆 殿

委任状

代理人 住所 _____
氏名 _____

私は、上記の者を代理人として下記の行為を委任します。

記

1. 私の石垣市に対する義務履行証明書の交付申請及び受領に関すること
2. 義務履行に係る証明事項について、納入状況の告知を受けること

上記委任事実相違ありません。

平成 年 月 日

住所 _____
委任者 _____
氏名 _____ 印

代理人の本人確認

- 免許証 保険証 離島住民割引カード
 その他 ()

「義務履行証明書ワンストップサービス」にかかわる注意事項について

平成 26 年 4 月 1 日

「義務履行証明書」とは、石垣市に対する税や使用料等における滞納がないことを証明するものであり、市発注の公共工事等の入札に参加する際や市民が行政サービスを受ける際に提出が義務づけられています。

これまで数カ所回ることを余儀なくされてきた市民負担の軽減を図るため、平成 26 年 2 月から納税課において「義務履行証明書ワンストップサービス」が実施されました。

そこで、このサービスに伴い複数の納税にかかわる個人情報扱う納税課では、「義務履行証明書に関する事務取扱要領」を作成し、4 月 1 日から取り扱っていくうえでの注意事項は次の通りです。

- ① 「法人」ではなく「個人」においては、申請時に窓口に見えた方の「本人確認」を行っておりますので、確認できる免許書等の提示をお願いします。
なお、代理の場合は、「委任状」が必要で、代理人にも「本人確認」をさせていただきます。
- ② 納付からシステムへ反映されるまで時間を要す場合もありますので、税等を 2 週間以内に納付された方は、その領収書の提示をお願いします。
- ③ 義務履行証明書の有効期間は証明日より 1 ヶ月とし、その期間ならばコピーを「可」とします。
- ④ 義務履行証明書発行は、12 時～13 時までのお昼休み時間は実施しておりません。